

## 一宮市宮西老人クラブ規約

- 第1条 (名称) 本会は一宮市宮西老人クラブと称する。
- 第2条 (事務所) 本会の事務所は会長宅に置く。
- 第3条 (目的) 本会は宮西連区内の老人クラブの普及発展を図り、広く人福祉福祉の推進に寄与することを目的とする。
- 第4条 (事業) 本会の事業目的を遂行するため次の事業を行う。
1. 老人クラブの連絡並びに調整
  2. 老人クラブの育成指導
  3. 老人クラブに関する調査研究
  4. 老人クラブ指導者研修会の開催
  5. 関係機関、諸団体への協力
  6. その他目的達成に必要な事項
- 第5条 (構成) 本会は宮西連区内に構成された考人クラブを以って構成し、各クラブに支部長を置く。
- 第6条 (役員) 本会に次の役員を置く。
1. 会長 1名
  2. 副会長 2名
  3. 会計 1名
- 第7条 (会長、副会長)
1. 会長は支部長が選任する。
  2. 副会長、会計は会長が委嘱する。
  3. 会長は本会を代表し会務を行う。
  4. 副会長は会長を補佐し会長が事故あるときはその職務を代行する。
- 第8条 (監査) 会計監査は宮西連区会計監査委員会の指定する監査役が実施する。
- 第9条 (任期) 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。役員は任期満了後においても後任者が就任するまでの間はその職務を行う。
- 第10条 (会議) 1. 支部長会議は毎月1回開催するものとする。但し繁急な事態の場合は臨時に開くことができる。
2. 支部長会議は会長が招集し会長が議長を務める。
- 第11条 (経費) 本会の経費は次の各号に掲げるものとする。
1. 単位クラブの負担金
  2. 補助金、助成金
  3. その他の収入
- 但し負担金については別に定める。
- 第12条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。
- 第13条 (付則) 1. 本規約は、平成6年4月1日から施行する。
2. 本規約の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。